

飯能市内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針

平成24年 7月13日 決裁
令和 2年 3月27日 改正
令和 4年10月28日 改正

(目的)

第1 この指針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）及び埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日知事決裁）に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、飯能市内の建築物等における西川材又は飯能市森林認証材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、森林文化都市として市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この指針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する学校、公民館、図書館、福祉施設、医療施設、スポーツ文化施設及び庁舎等の建築物及び工作物をいう。
- (3) 「西川材」とは、飯能市内で生産された木材で、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材をいう。
- (4) 「飯能市森林認証材」とは、一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC）の森林認証制度に基づき認証を取得している市内の製材業者又は加工業者により製材又は加工され、同制度に基づき認証された西川材をいう。
- (5) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (6) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、林道、公園、水路及び上下水道等に係る工事をいう。
- (7) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、屋根等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (8) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁に木材を用いることをいう。

(西川材又は飯能市森林認証材利用の意義)

第3 飯能市内の建築物等の木造化・木質化における西川材又は飯能市森林認証材の利用は、次の意義を有することを踏まえて取り組むものとする。

- (1) 森林の伐採、木材の利用、植林及び保育による森林の循環利用により、木材の持

続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持・増進に寄与すること。

- (2) 地域材である西川材又は飯能市森林認証材の利用は、輸送等に必要なエネルギー消費が少なく環境への負荷の軽減につながる。
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、人に対する癒し効果がある等、木材の持つ特性を生かした快適な公共空間が創出されること。
- (4) 森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づき、適切な管理がなされている森林から生産及び製材・加工された飯能市森林認証材及び飯能市森林認証材を用いた製品の選択的な購入を通じて、生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援するものであること。

(木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

- 第4 市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、また、森林文化都市として、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における西川材又は飯能市森林認証材の利用に努める。
- 2 市は、飯能市内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、積極的な西川材又は飯能市森林認証材の利用の理解と協力を求める。
 - 3 市が整備する市有施設及び市施工土木工事において西川材と飯能市森林認証材を利用する場合、これらを経済比較し、価格が同等のときは飯能市森林認証材を優先して利用する。

(市有施設の木造化・木質化の目標)

- 第5 市有施設の建築に当たっては、次の各号に掲げるものを除き、原則として木造化を図る。
- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
 - (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
 - (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。
- 2 市有施設の建築及び改修に当たっては、木造、非木造に関わらず、可能な限り木造化・木質化に努める。
 - 3 木造化・木質化の実施に当たっては、原則として西川材又は飯能市森林認証材を使用する。
 - 4 木造化・木質化の実施に当たっては、市内で一般に流通している製材品を最大限に使用するとともに、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT（直交集成板）や新たな木質耐火部材等の活用を努める。

(市有施設の備品及び消耗品)

- 第6 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、西川材又は飯能市森林認証材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

- 第7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、西川材又は飯能市森林認証材

を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第 8 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする器具等の導入に努める。

(PR及び普及)

第 9 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 木材利用促進の日(毎年10月8日)及び木材利用促進月間(毎年10月)において重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

3 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に親しみ、木のぬくもりや香りなど木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPRに努める。

(西川材又は飯能市森林認証材供給体制の整備及び使用に関する提案、宣伝)

第 10 市は、品質が確保された西川材又は飯能市森林認証材が安定的に供給できる体制の整備、人材育成、生産技術の研究、開発、普及等に努める。

2 市は、西川材又は飯能市森林認証材の使用に関する提案及び宣伝活動に努めるとともに木材利用に関する技術等の情報提供及びその普及に努める。

(関係機関等への要請)

第 11 市は、林業従事者、木材業者、製材業者、建設業者及びその他の関連事業者に対して、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力し、この指針に基づく木材の利用促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

2 市関係機関、指定管理者及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事においても、本指針の目的を踏まえて、積極的な西川材又は飯能市森林認証材の利用を要請する。

(コスト削減への留意)

第 12 この指針の運用に当たっては、設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、コスト削減に留意する。

(建築物木材利用促進協定制度の活用)

第 13 市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

2 市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページで公表するなど、積極的な周知に努める。

(適用)

第14 この指針は、平成24年7月13日から適用する。

2 この指針は、令和2年3月27日から改正する。

3 この指針は、令和4年10月28日から改正する。